

令和元年5月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年 5月20日(月) 午前10時10分～午前11時17分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 45人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |

農地利用最適化推進委員 29人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 26. 古川 正人 |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 18. 籾岡 正一 | 27. 近藤 秀行 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 28. 誥石 泰弘 |
| 4. 大西 亘 | 12. 寒川 弘 | 20. 宮本 政信 | 29. 滝 壽義 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 13. 尾松 英二 | 21. 津郷 憲一 | 30. 鎌田 光男 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | |
| 7. 内田 久夫 | 15. 山地 正詞 | 24. 小林 繁 | |
| 8. 多田 輝美 | 16. 岡原 徹 | 25. 株屋根 明 | |

欠席委員

農業委員 0人

農地利用最適化推進委員 1人

23. 入屋 岩義

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹
事務局次長 小西 裕幸
担当長 塊場 具視
主査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 平成30年度及び令和元年度の丸亀市農業委員会の組織活動目標計画について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第28号 農用地利用集積計画の決定について
議案第29号 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第30号 非農地証明願について
議案第31号 許可後の事業計画変更申請について

報告

- 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第11号 許可後の取消願について

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。お時間の方、参りました。それでは総会に先立ちまして、本日配付してあります資料の確認の方をお願いいたします。総会の次第、裏面に農家相談の開催結果を記載したものの続きまして、丸亀市農業委員会の組織活動の目標計画について平成30年度と平成31年度のものこちら31年度であります。説明の中で令和元年度で説明させていただいたと思いますので、また訂正をお願いいたします。あと農地法の許可関係で位置図をお配りしています。普及センターだより、集落営農通信、認定農業者の名簿をお配りしております。不足のある方がございましたら、お申し出ください。それでは引き続きまして、活動記録簿の記載についてです。本日通常総会及びこの定例総会の出席等忘れずに、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。最後になりますけれども、携帯電話につきましては電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただいまからは5月の定例総会を開会いたします。会長よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） お疲れのことと思いますが、令和元年度通常総会に引き続きまして5月定例総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日の出席委員は16名全員のご出席でございますので、総会が成立しておりますことを報告をいたします。本日の議事録署名委員は、4番の石井委員さんと5番の本田委員さんをお願いをいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは総会の次第の方をご覧いただいたと思います。農政に関する議題として「平成30年度及び令和元年度の丸亀市農業委員会の組織活動目標計画について」を提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1、平成30並びに令和元年度の丸亀市農業委員会の組織運動目標と計画について事務局から説明してください。

●事務局長（長法秀樹君） すみません。座って、ご説明、提案をさせていただきます。まず、お手元の資料の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価をご覧ください。通常総会の資料の中で、平成30年度の状況につきましては説明させていただきその部分とは重複する部分もございます。したがって、簡単に説明をさせていただきます。1ページ、農業委員会の状況でございます。農業の概要といたしまして耕地面積とこちらは農林業センサス作付面積統計に基づいた数値でございます。丸亀市では2770haと統計上なっております。農家数等は資料のとおりでございます。認定農業者は122名、基本構想水

準到達者は26名認定新規就農者が13名、農業参入法人が10団体、集落営農組織が30団体でございます。2ページ以降は30年分の結果でございます。またご確認をいただいたらと思います。続きまして、お手元の資料の平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画としてお配りしてございます。こちらは平成31年度につきましては令和元年度に修正をお願いいたします。それではこちらの資料について、ご説明いたします。農家数及び農地の概要につきましては農林業センサス作付面積統計に基づいた数値でございます。平成30年度と同じ数値となっております。認定農業者数は123名で1名増となっております。基本構想水準到達者は25名、認定新規就農者が13名、農業参入法人が11法人、集落営農組織は31団体となっております。続いて2ページをお開きください。2. 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。平成31年3月現在までの集約面積でございますがこちらの集約面積とは認定農業者等担い手と呼ばれる方へ集約された面積でございます。これまでで1099.7ヘクタール集約されており、集積率で申しますと、40%となっております。国におきましては、8割の集積を目指すということですが、丸亀市におきましては、現況を考慮して6割の集積を当面の目標として指針の中に盛り込みをさせていただいています。それにも向けて活動してまいります。令和元年度の目標といたしましては、新規の集積を100ヘクタール行い1200ヘクタールを集積することを目標として掲げております。こちらの集積するための活動計画としては、そちらに書いておるとおりでございます。農地パトロールを実施し利用意向状況調査等の実施結果を踏まえ、農地機構を活用した担い手への集約を進めていくということで委員の皆さんにおかれましては遊休化を未然に防止するためにも農家の利用状況、意向の把握に努めていただき、集約・集積を進めてまいり計画としております。3. 新たな農業経営を営もうとするものの参入促進ということで現状課題をかいいております。平成28年から参入者が3経営体、29年度も3経営体と少ない数ではございますが、着実に新規参入がなされております。課題として、食農教育、農業体験を通じて地域農業への理解を深めていただくことが大切であり、県、近隣市町村との連携により特産品の開発を進め、品質・収量の確保、販路の新規開拓等で農業所得の向上を図ってまいりとしております。令和元年度の目標こちらの方は31年度となっておりますが、同じく令和元年度と修正をしてください。令和元年度の目標につきましては、市長部局であります、農林水産課と協議の上、新規参入目標2経営体、参入目標面積を1ヘクタールと計画いたしました。活動計画といたしましては県農業改良普及センター、JA等関係機関と連携し、国、県、市の補助制度を活用して新規就農者の支援を図ってまいります。また、毎月開催されております丸亀市地域農業再生協議会担い手部会に出席いたしました関係機関相互の支援策を検討しているところでございます。次のページ4. 遊休農地の運営に関する措置です。現状及び課題といたしまして管内の農地面積につきましては2786ヘクタールでそのうち遊休農地が36ヘクタールでございます。こちらの遊休農地が皆様に農地パトロール等をしていただ

くA分類36ヘクタールで1.3%が遊休農地というふうに判断されます。課題として毎年10ヘクタール前後の遊休農地の解消を掲げてまいりましたが、後継者不足により新たな遊休農地が発生するなど、狭隘かつ不整形で形状から生産効率が低く複雑な水利慣行など、賃借・使用貸借が進まない農地が多いということでございます。それにいたしまして2番令和元年度のこちらも31年度を令和元年度と修正してください。令和元年度の目標計画でございます。遊休農地の解消面積につきましては今年度につきましても10ヘクタールと設定しております。なお、平成30年度につきましては0.8ヘクタールの解消にとどまっております。農業委員会が新制度に移行しては現状把握が十分でなかったことから解消に向けての活動が十分行えなかったのですが、昨年度からは、皆様にも農地パトロールを実施していただきまして担当区域内的の農地の状況についてもおおむね把握いただいたところかと思っておりますので、例年と同等の遊休農地の解消を本年度設定しております。活動計画でございますが、それぞれの担当区域におきまして、農業委員、推進委員それぞれでご協力をいただき農地パトロールを実施していただきます。6月に資料を配付する予定としておりますので、調査をしていただき、その際には平成30年度に、遊休農地ではあるけれども、自らが耕作するという回答をいただいた農地、また納税猶予を受けている農地等を重点的に調査していただきたいと思っております。調査にあわせまして、農地として記載しているものの、宅地となっていたり、駐車場となっていたり、家が建っているものにつきましては、無断転用の可能性もございますので、そちらにつきましても調査表に記入していただき、無断転用の調査に活用させていただくと考えております。よろしく願いいたします。5. 違反転用への適切な対応でございます。重なる部分ではございますが、現況で1ヘクタールほどの違反転用がございます。農地転用制度を十分に知らないまま過去に転用してしまった案件が多いということでございます。最後のページになります。こちらも令和元年度の活動計画というふうに修正をお願いいたします。違反転用の対応の活動計画として。市の広報及び農業委員会だよりを活用いたしまして、制度の周知啓発を行うということを計画させていただいております。以上が令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。この件につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご意見もないようでございますので、異議のないものといたします。ただいま決議をいただきました。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画これに基づいて活動してまいりたいと思っておりますので、各委員さんのご協力をお願いいたします。その他議題は事務局でございますでしょうか。それでは報告連絡事項に移ります。報告の1. 定例農家相談会の開催結果を報告願います。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは次第の裏面のをご覧ください。前回の定例農家相談

の開催結果を伝えております。飯山市民総合センター開催分が、4月26日金曜日午前9時から大林孝行委員さんで、市役所本庁開催分が令和元年5月7日鈴木委員さんで、綾歌市民総合センター開催分が令和元年5月10日岩崎委員さんで行いました。いずれも相談はありませんでした。次回の農家相談会でございますが、飯山市民総合センターで5月27日大林伸嘉委員さんで、市役所本庁開催分が6月5日水曜日下川委員さんで、綾歌市民総合センター開催分が6月10日月曜日松岡会長さんでそれぞれ9時から正午まで開催することとなっております。委員さんにおかれましては「相談の手引」をお持ちのうえ、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告につきまして、ご質問等ありましたら、お願いします

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 別にないようでございます。その他の報告事項はございますか。

●事務局長（長法秀樹君） 認定農業者名簿の方を皆様にお配りしております。農林水産課から4月1日現在での名簿をいただきました。認定農業者が122名、認定新規就農者が13名です。こちらの名簿につきましては、個人情報がいっておりますので、取り扱いについては十分ご注意ください。また農地の貸し借り等のお話があった際には、こちらの認定農業者に借り手としての意向を聞こうと思っております。よろしくお願いいたします

●会長（松岡繁君） ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございますが、この名簿につきましては、住所氏名が入っているということで個人情報の取り扱いということでご注意をお願いしたいと思います。その他の報告事項は無いようです。皆さんの方から何かご意見ございましたら、出していただきたいと思っております。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございますので、続いて農地に関する議題に移りたいと思っております。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは総会次第をご覧ください。土地に関する議題といたしまして、議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第28号農地利用集積計画の決定について、議案第29号農地利用配分計画（案）の意見聴取について、議案第30号非農地証明願について、議案第31号許可後の事業計画変更申請について、あと報告といたしまして、報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第10号農地法第18条第6

項の規定による通知確認について、報告第11号許可後の取り消し願についてを提案させていただきます。
よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供
します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します事前送付をいたしました議案の1ページをお開きください。座つ
て説明させていただきます。議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。
案件は6件です。本日配布資料の位置図と一緒にご審議よろしくお願いたします。1番、郡家町・・・、
面積50.00㎡【議案読み上げ】この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人
の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的
に耕作できるようになります。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。2番、郡家町・・・、
面積50.00㎡【議案読み上げ】この案件は、1番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、
自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農
地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的な耕作ができるようになります。申請地で水
稻を作付する計画が提出されております。3番、郡家町・・・、合計面積2,150.00㎡【議案読み上げ】この
案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買
による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。4番、土器町西二
丁目・・・、面積863.00㎡【議案読み上げ】この案件は、譲渡人が所有し、現在、譲受人が借りている当該
農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画
が提出されております。5番、綾歌町栗熊東・・・、合計面積2,287.00㎡【議案読み上げ】この案件は、労
働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有
権移転を行うものです。申請地で水稻・野菜を作付する計画が提出されております。6番、飯山町西坂元・・・、
合計面積539.04㎡【議案読み上げ】この案件は、譲渡人が所有し、現在、譲受人が借りている当該農地を、
譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付する計画が提出されております。以上6
件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち、農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作
状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から耕作の事業に供される農地の
全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数につい
て同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並
びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり農地法第
3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろ

しくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しご質問ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですかね特に無いようでありますので、採決をいたします。議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から6番の各案件を許可することにご異議ございませんか。ご異議ないようでございますので、議案第25号農地法第3条許可申請6件は原案のとおり許可することに決定いたしました。次に議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は4件です。1番、金倉町・・・、併せ利用地面積808.82㎡、合計面積995.82㎡【議案読み上げ】この案件は、平成22年ごろに車庫を建築し、現在まで利用している申請地が農地であることを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、宅地として納屋を増築するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、平成31年2月に農振除外申請がされており。または農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。2番、土器町西二丁目・・・、併せ利用地面積397.00㎡、合計面積526.00㎡【議案読み上げ】この案件は、今回申請する農地は、平成20年に5条申請をして住宅用地として利用する予定でありましたが、その時に、宅地にする面積に上限がありまして、一部を転用せずに農地のまま家庭菜園などに利用しておりました。今回、孫の分家住宅を申請するにあたり、利用してきた申請地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、宅地拡張を行い利用するものであります。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地選定の理由により転用できるものと考えます。3番、飯山町川原・・・、併せ利用地面積912.00㎡、合計面積1,963.00㎡【議案読み上げ】この案件は、自身が経営していた土木工事会社に、資材置き場、車両置場がなかったため、平成24年頃に申請地を造成し、貸資材置場、車両置場として利用しておりましたが、今回、利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、貸資材置場、貸車両置場として利用するものです。申請地は、近隣商業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。4番、飯山町川原・・・、併せ利用地面積943.30㎡、合計面積1,074.00㎡【議案読み上げ】この案件は、申請地は平成26年8月に納屋を建築し、現在まで利用していますが、利用してきた当該地につ

いて、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によってその無断転用の解消を図り、宅地として利用するものです。申請地は農用地区域内農地ですが、平成31年2月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。以上4点、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適切であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題はないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 質問意見もないようでございますので、採決をいたします。議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から4番までの各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。ご異議ないようでありますので、議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請4件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。次に議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 4ページをお開きください。議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は21件です。1番、津森町・・・、面積347.00㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。ただし、申請地の一部は車庫用地として既に造成が済んでおります。今回、利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、宅地として利用するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。2番、金倉町・・・、併せ利用地面積224.82㎡、合計面積460.82㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、自宅進入路の道路幅の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。3番、田村町・・・、併せ利用地面積62.27㎡、合計面積5,111.27㎡【議案読み上げ】この案件は、賃借権の権利設定を行い、平屋建て店舗1棟と2階建て店舗1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。4番、田村町・・・、面積358.00㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。5番、山北町・・・、面積687.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、事務所1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。6番、山北町・・・、併せ利用地面積40.44㎡、合計面積1,178.44㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。7番、川西町北・・・、面積357.00㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが平成31年2月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。8番、川西町南・・・、面積416.00㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、平成31年2月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。9番、郡家町・・・、面積376.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。次に、6ページをお開きください10番、飯野町西分・・・、併せ利用地面積74.98㎡、合計面積498.98㎡【議案読み上げ】この案件は使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。11番、垂水町・・・、面積426.00㎡【議案読み上げ】この案件は所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。12番、土器町西二丁目・・・、面積654.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟、物置1棟の建築整備を図るものですが、申請地は、昭和25年ごろから既に宅地として造成され、住宅、物置が建築されており、今回、利用してきた当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り引き続き、宅地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。13番、土器町東7丁目・・・、併せ利用地面積2,586.00㎡、合計面積2,751.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲14区画の造成整備を図るものです。当初は13区画で計画しておりましたが、申請地の譲渡承諾が得られたので、1区画ふやして14区画の宅地分譲を行うものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。14番、綾歌町岡田西・・・、合計面積339.00㎡【議案読み上げ】この案件は使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築と進入路

の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。15番、飯山町上法軍寺・・・、面積231.00㎡この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、平成31年2月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。16番、飯山町真時・・・、面積714.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、農業用倉庫・作業所1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地です。農地法上、第1種農地に区分されますが、平成31年2月に、農用地利用計画の変更の申請がされており、指定された用途に使われるものであるため、転用できるものと考えます。17番、飯山町川原・・・、面積1,153.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は第1種中高層住宅専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。18番、飯山町川原・・・、併せ利用地面積22,263.00㎡、【議案読み上げ】この案件は賃借権の権利設定を行い、飯山北小学校の駐車場と進入路の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。19番、飯山町川原・・・、併せ利用地面積22.38㎡、合計面積499.38㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、平成31年2月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。20番、飯山町東坂元・・・、併せ利用地面積187.00㎡、合計面積401.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、農業用倉庫1棟の建築整備を図るものですが、申請地は約24年前から、申請人の不手際により、農地法の申請がなされないまま農業用倉庫用地として転用利用されておりました。今回、譲受人が農業用倉庫を建築できる土地を探していたところ既に倉庫がある当該申請地があり、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き農業用倉庫用地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。21番、飯山町東坂元・・・、併せ利用地面積7,501.00㎡、合計面積9,535.31㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を行い令和元年7月1日から令和3年9月30日まで花崗土採取を行い、採取後は速やかに整地し、果樹園として利用する計画をしております。また、地権者から農地復元に係る誓約書の提出があります。申請地の・・・は農用地外・・・は農用地区域内農地ですが、令和3年9月30日までの3年以内の一時転用であり、転用できるものと考えます。以上21件、申請があった案件につきましては、転用理由農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周

辺農地にかかる営農条件の支障はなく、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、何か質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございますので採決をいたします。議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について整理番号1番から21番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請21件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。続きまして議案第28号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 8ページをお開きください。議案第28号農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案第28号は、8ページから29ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数86件、筆数262筆、211,009.26㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議いただけますよう、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですか。ご異議ないようでありますので、議案第28号農用地利用集積計画の決定について86の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 次に議案第29号農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします30ページをお開きください。議案第29号農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてでございます。議案第29号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は30ページから36ページに記載のとおりです。67筆の機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議も無いようでありますので、議案第29号農用地利用配分計画(案)の意見聴取については農業委員会として意義のない旨回答いたします。続いて議案第30号非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長(小西裕幸君) 37ページをお開きください。議案第30号非農地証明願についてでございます。案件は2件です。1番、川西町南・・・、面積14.00㎡【議案読み上げ】申請地は、農業用施設(農道)として利用されております。2番、飯山町東坂元・・・、面積9.00㎡【議案読み上げ】申請地は、農業用施設(水路)として利用されております。以上2件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようでありますので議案第30号非農地証明願について、整理番号1番から2番の各案件につきましては原案どおり処理していいことといたします。続いて議案第31号許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(小西裕幸君) 38ページをお開きください。議案第31号許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は3件です。1番、郡家町・・・、面積1,221.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成14年9月27日、分家住宅6棟を建築整備する計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、経済状況の変化等から3棟について分譲が遅れております。したがって、工事の完了を平成17年9月26日から令和3年4月30日まで13年7ヶ月余り工期を延長したいと申請がありました。2番、土器町東7丁目・・・、合計面積2,751.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成31年4月17日、宅地分譲13区画の造成整備を行う計画で農地法5条の許可を受けておりましたが、西側農地所有者から譲渡承諾を得られたので、事業計画を変更し、1区画面積165㎡を追加し、宅地分譲14区画、面積2,751㎡に変更し、工期も当初の令和元年6月30日から7月31日に延期したいとの申請がありました。3番、飯山町東坂元・・・、【議案読み上げ】この案件は、平成30年10月3日、使用貸借権の権利設定を行い、当該農地法面の花崗土採取を行い、農地へ復元する計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、転用許可農地の南側の農地所有者から土地の切下げの希望があり、2番地、面積2,034㎡を事業範囲に追加し、8,367.00㎡に変更したいとの申請がありました。ご審議よろしく願いいたします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対しご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松岡繁君) ご異議ないようでありますので、議案第31号許可後の事業計画変更申請について、整理番号1番から3番の各案件につきましては許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。それでは報告事項に入ります。報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知確認については一括して事務局から報告をいたします。失礼します。それでは41ページをお開きください。報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。これは農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は2件です。1番、土器町東二丁目・・・、合計面積3,236.00㎡【議案読み上げ】この案件は平成30年7月4日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。2番、綾歌町岡田上・・・、合計面積7,896.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成29年10月25日、相続により農地を取得したものです。農業委員会による斡旋などの希望はありません。それでは42ページをお開きください。報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知確認についてでございます。案件は3件です。1番、田村町・・・、合計面積624.00㎡【議案読み上げ】この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人の主導により、金銭による離作補償なく合意解約するものです。2番、牛島・・・、面積403.00㎡【議案読み上げ】この案件は、残存小作の設定がされていましたが、双方の合意に基づき、金銭による離作補償なく合意解約するものです。3番、飯山町上法軍寺・・・、面積653.00㎡【議案読み上げ】この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、金銭による離作補償なく合意解約するものです。それでは43ページをお開きください。報告第11号許可後の取消願についてでございます。報告は2件です。1番、山北町・・・、面積74.00㎡【議案読み上げ】この案件は、平成18年9月27日に18農政第205(7)98号で、農地法第5条第1項の規定により、所有権の移転を行い、譲受人において進入路用地に利用する計画で転用の許可をいただいておりますが、譲受人と新たな転用事業者が転用許可の申請を行なうため、農地法5条の規定による許可申請の取消願を行うものです。2番、山北町・・・、面積55.00㎡【議案読み上げ】この案件は平成18年9月27日に、18農政第205(7)97号で、農地法第5条第1項の規定により、所有権の移転を行い、譲受人において進入路用地に利用する計画で転用の許可をいただきましたが、譲渡人と新たな転用事業者が転用許可の申請を行うため、農地法5条の規定による許可申請の取消願を行うものです。以上、報告第9号から11号を報告いたしました。

●会長 (松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、以上で第9号から第11号の報告事項を終わります。
以上で、5月定例総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。
お疲れ様でした。

（11時17分閉会）